

精神鑑定におけるジェノグラムの活用について

村松 励¹

Genograms for psychiatric evidence

Tsutomu Muramatsu¹

Abstract：精神鑑定の事例を資料にジェノグラムを精神鑑定に活用できることを明らかにした。作成されたジェノグラムは家族の関係性を可視化したものであり、本来の使用の目的は、面接場面で被援助者と共有することである。ジェノグラムを用いた面接をジェノグラム・インタビューというが、この方法は精神鑑定のみならず司法臨床における重要な方法の一つとなり得る。

Keywords：精神鑑定, ジェノグラム, 虐待, 三者関係

はじめに

非行臨床におけるジェノグラム (Genogram) の活用は、その必要性が論じられているものの実際の臨床研究は少ないのが実情である (村松, 2010)。ましてや、精神鑑定においてジェノグラムを活用したものは少ないことから、その可能性について探っていくことが本論の目的である。今回は、上述の目的を達成するために既に公刊されている精神鑑定例 (少年 N) を用いることにする (石川, 1999)。少年 N は実名報道がなされ、本人も実名で本を書いているが、犯行時、未成年であり少年法、少年審判規則の精神を尊重し、ここでは少年 N、または N 夫と表記することにする。また、本論はあくまでもジェノグラムの活用に関心を合わせるものであって、少年 N の犯した犯罪の犯行動機や精神鑑定の検討といったものではなく、鑑定資料はあくまでジェノグラム作成の資料として使用する。

ジェノグラムの活用は、今後、司法臨床における方法論の一つになることが期待されている。例えば、家庭裁判所における家庭裁判所調査官の調査の方法として、また、少年鑑別所における資質鑑別の際にも有効な方法となるであろう。少年の処遇機関である少年院、保護観察所においては社会資源を見出し、その有効活用にも応用される。児童相談所における児童虐待の被害児童、家族の支援のためにも重要な情報を提供するものと思われる。

ジェノグラムとは

ジェノグラム (Genogram) は、一般的には家系図と

か世代関係図と訳されることもあるが、単なる家系図と誤解される危険性も高いことから、日本家族研究・家族療法学会での慣用にしたがってジェノグラムと呼ぶことにする。ジェノグラムとは、McGoldrik, Gerson, and Shellenberger (1999 石川他訳 2009) の訳者である石川の「訳者あとがき」によれば、GEN-O-GRAM で構成された新造語であり、ここでの GEN は GENERATION を意味し、しかもこの GENERATION には血のつながり、一族という単なる生物学上の系譜を超え、世代間相互作用という心理学上の含みが課せられていると言う。ジェノグラムにはクライアントや家族との面接を重ねる過程において、家族や親族内における対人関係や対人相互作用についての情報が盛り込まれているのであり、家系図とは大きく異なる。

経験の豊かな臨床家はこのジェノグラムから家族のアセスメントのために、実に多くの仮説を立てることができる (中村, 2011)。また、ジェノグラムの作成過程そのものがクライアントや家族とのジョイニング (援助・支援関係を形成すること) に繋がるのである。ジェノグラムは、家族のアセスメントや家族への適切な介入のヒントを多く与えてくれることから、家族療法を取り入れている一部の臨床家たちはこのジェノグラムを積極的に使っている。

ジェノグラムの作成は、つぎの3つに分けることができる。①家族の構造を図式化する。②家族に関する情報を記録する。③家族の関係性について記録する (中村, 2002)。

初回面接で家族についての情報を全て入手することはもちろん不可能であり、面接を重ねる中で情報も積み重なっていくのである。クライアントや家族と一緒にジェノグラムを完成するといったスタンスによって、クライアントや家族に主体性がより多く発揮されるのである。

臨床では家族に家族関係について「教えてもらう」といった態度で臨むことが好ましい。完成されたジェノグラムをクライアントや家族と一緒に眺めるといった作業は、自分と他者との関係性について、その歴史について改めて客観視するといった協働作業となる。

われわれは、少年Nに代わって彼の家族・親族のジェノグラムを読み解いてみたいのである。本事例は、精神鑑定から得られた家族の情報であるが、その情報の豊かさとの確さにおいて家族療法家が収集する情報を遙かに凌駕するものである。精神鑑定から得られた家族・親族に関する情報をもとにジェノグラムを作成することとする。

犯罪事実について

少年Nの犯した殺人事件についての鑑定書（正確には裁判所に提出したものを一部修正されているが）は、精神鑑定例を集めた「現代の精神鑑定」（福島，1999）に収められている。福島（1999）は、編集方針の中で「家族など、関係者についての記述はできるだけ削除した（p. 4）」と述べている。特に少年Nの両親の原家族に関する情報は削除されているのではなかろうか。また、「現代の精神鑑定」においては、少年Nについては「連続射殺魔少年事件」となっていることから、銃器による殺人事件でしかも被害者が複数であることは容易にわかる。ここでは、事件については鑑定書に記載の犯罪事実を簡略に記載しておくことにする。尚、前件として殺人事件以外にも窃盗などで保護観察になった事件もあるが本論の目的から外れるので省略する。

1. 昭和43年10月初めころ、米軍基地に侵入し、小型けん銃・同銃弾50発位などを窃取した。
2. 同年10月11日、都内においてホテル警備員を射殺した。
3. 同年10月14日、京都市において警備員を射殺した。
4. 同年10月26日、函館市においてタクシー運転手を射殺し、現金を強取した。
5. 同年11月5日、名古屋市においてタクシー運転手を射殺し、現金を強取した。
6. 昭和44年4月7日、都内において逮捕を逃れるために発砲したが、命中しなかったため殺害に至らなかった。
7. 法定の除外事由がないのに同年4月7日、小型けん銃を所持していた。

裁判の過程について

少年Nは昭和44年4月7日に逮捕され、東京少年鑑別所に観護措置決定がなされた。東京家庭裁判所においては、東京地方検察庁への逆送を決定。少年Nは東京拘置所内において「無知の涙」を執筆開始（永山，1971）。昭和46年5月、最初の精神鑑定（新井鑑定）がなされる。昭和49年8月、再度の精神鑑定（石川鑑定）がなされる。本論資料に用いたものはこの石川鑑定である。尚、鑑定主文については別項で論じる。

裁判の経過についてであるが、昭和54年7月10日、東京地方裁判所より死刑判決。東京高等裁判所に控訴され、昭和56年8月21日、原判決が破棄され、無期懲役の判決。昭和58年7月8日、最高裁判所第二小法廷は原判決を破棄し、東京高等裁判所へ差し戻すとの判決。昭和62年東京高等裁判所は控訴を棄却し一審死刑判決を維持すると判決。弁護人は「判決訂正の申立書」を最高裁判所に提出するが、平成2年5月8日、「申立」却下により、少年Nの死刑が確定される。平成9年8月1日、東京拘置所で死刑執行される。少年Nに関する年表は、永山子ども基金（2006）及び薬師寺（2006）に詳しい。

鑑定主文について

石川鑑定の鑑定主文はつぎのとおりである。尚、鑑定事項については省略する。鑑定主文の内容がジェノグラムの作成に直接関係するものではないが、少年Nを理解する上で重要と思われることから全文を載せることにする（石川，1999）。

- 一、被告人は、犯行前までに高度の性格の偏りと神経症候を発現し、犯行直前には重い性格神経症状態にあり、犯行時には精神病に近い精神状態であったと診断される。その根拠は、被告人の異常に深い絶望心理、罪責感と被処罰欲求からの行動、持続し強化された自殺念慮や自殺企図、間接自殺企図、抑うつ反応、統御不能なほど強度な攻撃衝動の亢進、病的なサド・マゾキズム心理、離人感、現実把握や判断力の低下、被害念慮、自我境界の不鮮明化である。

このため被告人は、自由な意思能力の関与する可能性のきわめて少ない統御困難な強い衝動に支配され、事物の理非を弁別し、またこれに従って行動する能力が著しく減退していた、と判断される。

- 二、本件行為時被告人の精神状態に影響を与えた決定的因子は、出生以来の劣悪な成育環境と母や姉と

の生別等に起因する深刻な外傷的情動体験であり、これに遺伝的、身体的に規定された生物学的条件、思春期の危機的心性、沖仲仕や放浪時に顕著な慢性の栄養障害や睡眠障害や疲労等のストレス及び孤立状況、20歳未満の無知で成熟していない判断力等の諸要因が複雑に交錯しあった結果である。

三、被告人の精神状態は、本件により逮捕されて以降変遷をたどった。拘禁当初は自殺企図と抑うつ反応が強まったが、拘置所内で安定した生活が保証されてからは、懸命の勉強や人々との交流を通じて自己分析と自己改革および犯罪原因の追及を行い、数冊の本を出版するなど知的活動の旺盛な生活を送っている。

四、被告人の現在の精神状態は、本件犯行時と比較して著しい変化が認められる。その変化は、精神症状面での絶望心理、自殺念慮、抑うつ反応、高度な攻撃衝動などの軽快や離人感の消褪として、性格面では衝動性や情緒不安定性の改善として認められる。全体として人格は成熟と統合の途上にある。ただし性格検査所見や拘禁生活等から判断すると、なお性格の偏りが認められ病的な精神反応を起こす危険性も存在している。

五、被告人の精神状態と本件犯行との間には密接な関係が認められるが、既に本章1の項で述べたので省略する。

石川(1999)は、本鑑定の解説の中で、「裁判所の求める精神鑑定は、客観的事実から結論を出せば事足りるのであるが、筆者はそれには飽き足らなかつたのである。〈なぜ犯罪を犯したのかを可能なかぎりもっと深く知りたい〉〈従来の精神鑑定のありかたに少しでも突破口を開いてみたい〉〈もし明らかにすることができれば、犯罪者の心理の理解を深め、矯正や刑事政策にも寄与できるのではあるまいか〉等の野心めいた心情も存在していた(p.15)」と自分の方法論について述べている。石川(1999)が採用した面接の方法は、精神療法に近いもので少年Nとの間に信頼関係を構築し、できるかぎり自由に犯行に至った過程とその時の心境などを、少年Nに語ってもらうと言うものである。石川鑑定人と少年Nとのやりとりの一部は最近テレビで放映され、少年Nがのびやかに語っている様子が手に取るようによく分かった(NHK「永山則夫 100時間の告白一封印された精神鑑定の真実」2012年10月14日放送)。鑑定書が裁判所に提出されたのは、昭和49年8月31日であり、まさに

40年近い歳月を経てからの放映である。鑑定人(当時、38歳の新進気鋭の犯罪精神医学者)の洗練された相槌と最小限度の問いに導かれながら、心境を自分の言葉で紡ぎだしている様子には驚かざるを得ない。面接の最終日写真を撮らせてほしいといった鑑定人に少年Nが応じるのである。278日に及ぶ鑑定をやり終えた二人の会話は、何かをやり遂げた感慨を含むものであった(NHK, 2012)。

ジェノグラムの作成

図1は石川(1999)によるもので、作成時は鑑定期間中の昭和49年6月のものである。この家系図に鑑定書から得た家族の情報や関係性を加えたものがジェノグラム(図2)である。図2では家族に関する情報や関係性に重点を置くことから、いつの時点であるということ特定することはしない。家族関係に何があったのか、どのような関係性があったのかが重要であるからである。また、図1の年齢を手掛かりにすれば家族のライフサイクルもある程度予想が付く、例えば、N夫が生まれた時、長姉は既に20歳であったとか、きょうだい達は中学校を卒業すると同時に家を離れて行ったことから、N夫が小学校6年時には最後の三兄も家を離れ、N家には実母、N夫、妹、姪の四人家族になっているなどである。

アセスメントのための基本的事項

非行臨床において家族をアセスメントする上で、収集されるべき基本的な事項としてはつぎのものがある(村松, 2010)。家族に関する情報は、面接を重ねる段階で徐々に加わっていくもので、一辺に全てが収集されると言うことはない。どのような情報が重要かは、ケースによるのであるが、ここでは非行臨床において比較的重要と思われる一般的な事項を取り上げ、その理由についても若干の説明を加えておくことにする。

- ① 年齢：父母間の年齢差、兄弟姉妹間の年齢差は重要な情報となる。不自然な年齢差に注目するのである。
- ② 職業：転職の有無や結婚時における父母の職業は押えておきたい情報である。また、無職期間の有無や長短は重要である。
- ③ 出身地：父母共に同郷であるのか、何処で育ったのかなど育った地域の文化が大きく異なっているかは重要な情報である。
- ④ 結婚のいきさつ：見合い結婚か恋愛結婚といった形式的なものにとどめることなく、結婚を決意す

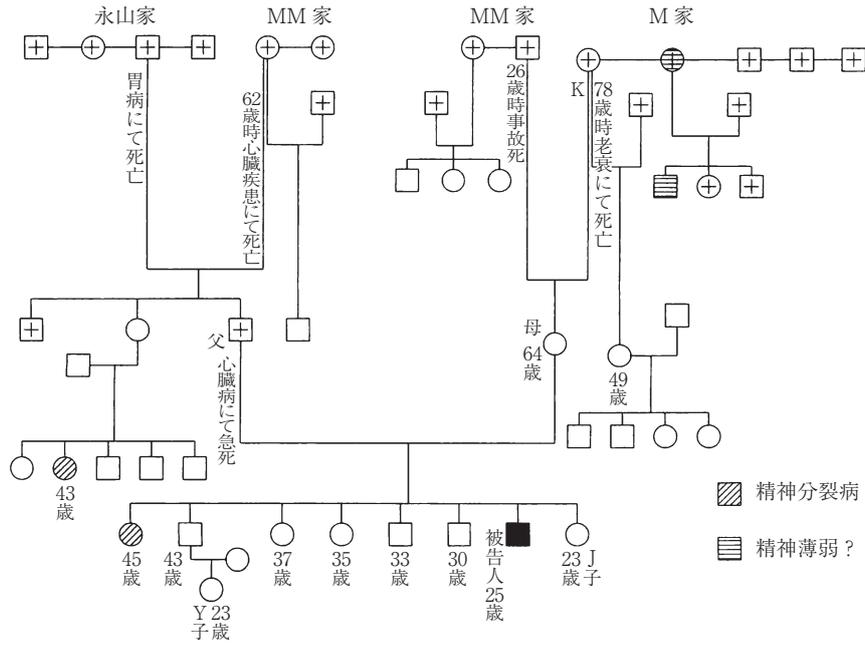


図1 永山則夫家系図（昭和49年6月現在）石川（1999）

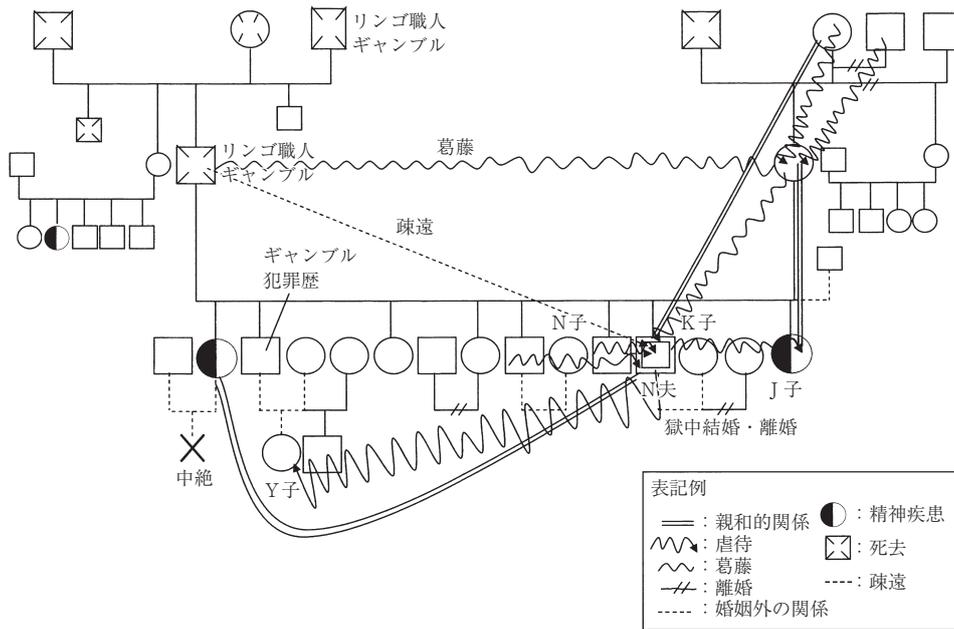


図2 N家のジェノグラム

るに至った事情などが重要である。交際期間もジェノグラムに記載しておくこともある。結婚に反対した人の有無や誰が反対したのか、その理由も重要である。いわゆる「できちゃった婚」などは婚姻時期と長子の年齢などから判断できる。

- ⑤ 別居の理由：夫の暴力，妻の浪費など別居に至った事情は重要である。別居して再度同居に至るケースも少なくない。
- ⑥ 離婚：離婚に至ったいきさつや協議離婚，調停離

婚かなどは重要である。調停離婚の場合，主な争点はどこにあったのか，申立人は夫か妻か，親権をめぐる対立があったかなどが重要である。

- ⑦ 転居：特に子供が小さい時の頻繁な転居などにはその理由について注意を払いたい。戸籍謄本の附票から客観的な事実関係を入手できる。
- ⑧ 収入・学歴：父母の収入・学歴などはインタビュー時に書面に記載してもらうとよい。ローンの返済状況，生活保護の受給など経済状態を知る上で重

要である。

- ⑨ 非行・犯罪歴：親、兄弟姉妹などの犯罪歴についてである。ケースによっては警察に対する前科照会も必要である。これは、裁判所などの公的機関の場合のみに限定される。
- ⑩ 死亡日時・死亡原因：病死（病名を聞いておく）、事故死、自殺などである。
- ⑪ 子の名付け：誰が名付け親なのか、命名に込められた期待などである。
- ⑫ 疾病の有無：精神疾患、身体疾患名を記載する。
- ⑬ ペットの有無：何時から誰が飼っているのか。ペットが家族の緊張緩和の役割を果たしていることが少なくないからである。
- ⑭ 家族以外の同居人の有無：親がやくざであるような場合、子分が同居していたりする例が見られるので注意を要するのである。
- ⑮ 家出・失踪の有無：家族の一員が家出を繰り返していたり、失踪して所在が不明な者の有無を確認する。
- ⑯ 婚姻外の男女関係：規範意識や道徳観念に乏しい家族においては、浮気や不倫、不純異性交遊からの妊娠や中絶、無理な出産が見られる。家庭内に異性を引き込んでの半同棲まがいな状態も少なくない。

以上の家族に関する基本的な事項は、三世代についての情報を収集すべきである。特に、再犯を繰り返したり、殺人のような重大事件の場合には保護者の原家族の情報が特に重要である。

ジェノグラムから家族アセスメントをする

上述した基本事項に基づいてN家の家族の特徴について検討を加えていくことにする。

- ① 年齢について：長姉と末子の年齢差は大きく22歳離れている。また、N夫との差も20歳離れている。このような場合、長姉が弟や妹の世話をすることが多いのである。実際、長姉はN夫の親代わりをしていた時期があり、長姉に一番懐いていた。鑑定人に対して「やさしい姉、おんぶしてくれた。姉と海岸で遊んだ。」といった記憶を話している（NHK, 2012）。その懐いた姉はN夫が4歳、5歳、11歳の時と3度にわたって統合失調症を発症したため、入院を余儀なくさせられている。懐いた対象との離別や退院後の実姉の情交の目撃がN夫の心に深い影を落とすことになるの

である。この心的外傷は幼少時の母不在時に負った左頬の火傷の痕跡と同じように後年のN夫に深刻な影響を及ぼすことになる。心的外傷を意味するトラウマの元来の意味は単なる外傷を意味するのであり、N夫のその後の女性との関係の持ち方に深い影響を与えている。具体的には、次男の内妻との関係、短期間の同棲相手のK子との関係、そして獄中結婚し離婚した妻との関係である。対象を希求しながら裏切られることへの警戒心を抱くといったアンビバレントな感情が窺えるのである。これら女性との関係については二者関係の項で再度検討することにする。

実母は長姉を19歳で、N夫を39歳で出産し、20年以上にわたって8人の子を出産している。不仲であった夫との関係は、時折自宅に帰る夫との性的関係のみが長く続くことになる。

- ② 職業について：リンゴ剪定職人が父方祖父と実父へと2代続いて見られるが、実父はギャンブルに明け暮れ、無職状態であった。家を空けていることの方が多く、そのため、実母が主たる生計の担い手として行商をせざるを得なかったのである。実父は、子どものために貯めておいたお金にまで手を出す始末で、生活保護を受給せざるを得ない極貧の家庭となった。「ひもじい」という言葉が死語になりつつある今日、まさに食べる物もなく、ゴミを漁る生活をN夫は経験している。

N夫の中学校卒業後の職歴は、10か所にも及び2、3か月で転職を繰り返している。超人的にがむしゃらに働くが、同僚たちとうまくいかず転職を余儀なくされている。

- ③ 出身地について：N夫は昭和24年6月27日、北海道網走市呼人町番外地で出生する。後年、戸籍謄本に出生地が「網走番外地」と記載されていることを知って、刑務所で生まれたのではないかと疑心暗鬼となり、これは、N夫の精神的不安の一因となった。
- ④ 父母の結婚のいきさつについて：鑑定書にはそれに関する情報はない。おそらく編集の過程で省略を余儀なくされたものであろう。何故なら家族アセスメントで一番重要な情報であるからであり、鑑定人が母親に面接している経緯から情報が無いことはあり得ないのである。石川（1999）の作成した家系図から、実母が第1子を生19歳で出産していることから、若年夫婦であった可能性は高い。

また、偶然にも父母共に2歳時に父親を亡くしている。父母共に家族間の情緒の交流や情の深い家族体験を持っていない。この点について、石川(1999)は「両親が共に不幸な生いたちを経験し、親としての役割を果たさなかったことは永山家の二代にわたる悲劇であった(p. 53)」と述べている。

- ⑤ 別居や離婚について：N夫の実父母は離婚はしていないもの、先に述べたように実父はギャンブルに明け暮れ、ほとんど家に帰らず別居状態であった。
- ⑥ 転居について：昭和29年10月年、N夫が5歳の時、実母は次女と四女と孫(長男の子)を連れて青森の実家に転居した。つまり、三女(当時14歳)・次男(当時12歳)・三男(当時9歳)とN夫が残されたのである。所謂、遺棄である。実母の実父に対する面当てといった意味を含んでのことである。翌年5月、福祉事務所の援助もあって実母たちと同居に至る。
- ⑦ 非行・犯罪歴について：N夫の他に長男に詐欺による服役歴が認められる。ギャンブル依存が父方祖父(祖母の再婚相手、血縁関係は有しない)、実父、長男、次男、N夫に認められる。N夫の場合には、中学時代の不良仲間との賭けごとである。しかしながら、昭和40年当時の3000円の負けは大きい。
- ⑧ 死亡・死亡原因について：N夫が13歳の時に実父は行き倒れで死去している。その時の所持金は10円であった。後年、N夫は父親のように野垂れ死にすることを恐れ、野宿する際は、1000円持参することを習慣とするようになったと鑑定人に述べている(NHK, 2012)。実父が行き倒れで死んだときの写真をN夫は偶然にも仏壇の中に発見することになった。父親が口から涎を垂らした状態で、地面に横たわっているという惨めなものであった。この件をきっかけに、小遣いをくれようとしたやさしい父イメージは崩壊したのである。この出来事は後年、N夫が事あるごとに死を考えるきっかけとなった重大事件であると鑑定書では強調されている。実父の死に際して、実母は「赤飯(赤まんま)、炊くべし」と怒鳴ったという。これは、姉が墮胎した胎児を母親の指示で葬って以来、2度目の身近な者の死の体験となる。

自殺についても触れておく、N夫は19回に及ぶ

自殺念慮と自殺企図が見られる。特徴的なことは海で死のうと考えることであり、海は長姉と遊んだ思い出の網走の海に繋がっている。これは、殺人事件を犯した後に、死に場を求めて北海道(網走)に向かうといった行動にも看取することができるのである。

- ⑨ 疾病の有無について：長姉は統合失調症で3度の入院歴がある。末子である四女は精神疾患(病名は不詳)、父方のいとこが統合失調症である。先述したように愛着の対象であった姉の発症は、N夫の精神病に対する恐怖の源泉となったと思われる。実父の「野たれ死」と長姉の発症、入院は多感な時期のN夫に決定的な虚無と絶望感を刻印付ける体験となった。
- ⑩ 家出・失踪について：N夫の家出遍歴は長い。やすらぐ場所を持ってなかったという意味では、死ぬまで家出状態であったといっても過言ではない。「居場所」を求めての長い旅であった。逮捕されるまでの20年間で彼が唯一、くつろぐことができた場所は、恐らく映画館以外にはなかったであろう。しかし、その映画館ですら退去を強要されること1度ならずあった。N夫にとって映画を観賞することは、一時的にせよそこでは厳しい現実から夢想の世界へと誘ってくれたものと思われる。
- 小学校2年生時の2月、実姉との思い出の地、心のふるさとである網走に向けて姉に会いたさ一心で家出を敢行、3日後に連れ戻されるといったことを皮切りに、小学校を卒業するまで20回近い家出がある。中学卒業後、密航を企て外国船に乗り込んだ。N夫の外国への憧れは恐らくは映画の影響によるものと思われる。中学を卒業後、上京して就職するが以前の非行の発覚(窃盗事件)を恐れ、職場を転々したことは既に述べたとおりである。4年間で転職は10回に及ぶのである。そのたびに所有していた荷物を放置して所在をくらすといったパターンであり、まさに家出を繰り返していたと言ってよい。
- ⑪ 婚姻外の男女関係などについて：長兄は高校生の時に同級生を妊娠させ、生まれた子(Y子)の育児を母親に押しつけた。長姉の墮胎については既に述べたとおり、母親の仕事仲間の息子と情交を重ねたもので、その目撃以来、N夫は長姉に対する不潔感を抱く。鑑定人にはその時の心境を「汚いものを見て、反吐を吐くようなもの」と述べて

いる (NHK, 2012)。また、実母のだらしない男関係は、N 夫に母親への不潔感と侮辱の混合した憎悪の感情を抱かせることになった (石川, 1999)。次男も正式な婚姻関係になく内縁関係であり、N 家の子どもたちが普通の家族イメージを抱くことができなかつたことを暗示するものであり、N 夫もまさにその一人である。

家族の関係性、三者関係を読む

ここでは、家族の関係性、特に三者関係に焦点を当てながら N 家の家族のアセスメントをしていくことにする。不安定な二者関係は、第三者を必要とするからであり、第三者を巻き込むことで二者関係は一時的に安定する (Kerr & Bowen, 1999 藤縄・福山訳 2001)。不安と緊張、ストレスの高い N 家及び、親族における三者関係を見ていくことにする。N 家のような多子家族にあつては、三者関係も 50 を優に超えるのであるが、どの三者関係に注目するかは、あくまでも N 夫自身を理解するために N 夫を中心とした三者関係を探っていく。

- ① 実父・実母・N 夫の三者関係について：夫婦仲が一番冷え切った最悪の状態の時、出生したのが N 夫であった。実父はほとんど家に帰ることがなかつたため、実母の実父への攻撃性は N 夫への八つ当たりとして表出された。どうして N 夫のみ向かったかについて、実母は鑑定人に「(N 夫が) 歩く格好も (夫に) 似ていて、癩に障った。寝ている時も似ていて腹が立った。」と述べている (NHK, 2012)。極めて短いコメントの中に、「癩に障った」「腹が立った」と 2 度にわたって述べていることが印象的であった。亀口 (2000) は、ある特定の子どもが夫婦関係の葛藤のバイパスとして機能することを家族システム論から指摘する。親から虐待を受ける子ども、スケープゴートとされるのは N 家にとっては N 夫のような存在である。
- ② 実母・長姉・N 夫の三者関係について：N 夫は実母との関係性が希薄である分、愛着の対象は長姉であった。親子ほどの年の差もあることから N 夫が長姉を母のように懐いていったのは自然である。実際、母親は家事の多くを長姉に依存していたからである。しかしながら、N 夫の長姉への失意については既に述べたとおりである。
- ③ 母方祖母・実母の継父 (祖母の再婚相手)・実母の三者関係について：実母は継父からすさまじい

虐待を受けている。鑑定人には「(継父が) 焼酎を飲むとよく叩かれていた。天井から吊るされた。寒い時でも表に逃げ出した。」と語っている (NHK, 2012)。悲観した祖母は実母が 4 歳時に心中を決意するほどであった。継父から実母、実母から N 夫へといった世代間の虐待の連鎖が認められる。虐待の世代間伝達については、一般に思い込まれているほど伝達していないとの研究結果がある (棚瀬, 2001)。しかし、非行臨床に見られる処遇困難事例や重大事件の臨床経験からは、伝達されていることが少なくない。実母は鑑定人に継父からの身体的虐待に加えて、母親から遺棄 (ネグレクト) され、二冬過ごしたと述べている (NHK, 2012)。このことから、何故、実母が 5 歳の N 夫を網走に残したかについての理解が多少とも可能となるのである。

- ④ 実母・N 夫・末妹 (J 子) の三者関係について：実母は N 夫に対する態度とは打って変わって優しく親らしい態度を J 子に示したのである。この極端な鼻眞に対して N 夫は羨望と嫉妬、差別に対する激しい怒りなどを覚える。後年、N 夫が差別的な対応に極めて敏感になる素地を与えるものであった。実母がどうしてこのような極端な態度を示したかについては、①で既に述べたところであるが、これに加えて実母の原家族の対人関係を探っていく必要がある。仮説としては、実母の継父が実子と連れ子 (実母) を差別的に扱ったことに起因していると考えられるのである。実母がこれ見よがしに、N 夫に対する面当てのように J 子を可愛がるパターンは世代間で繰り返されていると言った仮説であり、実母の罪悪感を中和するものでもある。この「面当て」といった受動的攻撃パターンは、後年 N 夫が身に付けていくパターンでもある。実母が N 夫に八つ当たりしたように、今度は N 夫が激しい怒り (本来は実母に対するもの) を J 子にぶつけることになる。その J 子への暴力の凄まじさは木刀で背中に痣ができるほど殴るといったものへとエスカレートしていった。J 子を殴るのを実母が見て「ほら血統だ。父親の所へ行ってしまう、お前みたなのは家になくてもいい。学校へも行かないで。」と N 夫を更に詰ったのである (NHK, 2012)。N 夫にとっての木刀は後年、拳銃が取って代わるのである。それは、弱者が「強くなれるための宝物のようなもの

だった。」と鑑定人に語っている (NHK, 2012)。

- ⑤ 次兄・三兄・N夫の三者関係について：長兄が家を出た後は、次兄が父親代わりであった。次兄は力づくでN夫を従わせようとした。次兄のN夫への暴力は常軌を逸していた。鼻血を出すまで殴るといったものであった。次兄の身体的虐待に対して、三兄は仲間外れにするなどN夫に心理的無視（心理的虐待）を行った。それは、「兄たちへの依存心と共にそれに倍する憎悪の念を心の中にくすぶらせていった (石川, 1999, p. 34)」のである。次兄、三兄が中学を卒業し就職のため上京するや、今度はN夫の一人天下となり、妹のJ子や姪のY子に対する暴力が始まった。

鑑定人は、N夫はあれほど暴力を振るわれたにも関わらず、次兄を頼っていたことに触れ、例え暴力であっても無視されるよりはましであった。そこには暴力にせよ身体的な接触があったと述べている (NHK, 2012)。

- ⑥ 母方祖母・実母・N夫の三者関係について：実母は網走を離れ祖母を頼ったことは既に述べたとおりである。一時期祖母の納屋に一家は住んでいたが、しばらくして生活保護の適用を受けて集合住宅に移り住んだ。祖母は夫が死去後、再婚して一子（実母より15歳下の異父妹）をもうけているが、祖母と実母と異父妹との関係は不明である。祖母は実母のN夫への対応に批判的であった。N夫を邪険にする実母に対して「この子は淋しいんだ」と的確にN夫の問題を指摘した。祖母にとっては、2代続く虐待は耐えがたいものであったに違いない。わが子（実母）を夫の虐待から守れなかったことに加え、実母を遺棄したころの痛みは、N夫を守ることで罪障感の中和を図ろうとしたものではなかろうか。祖母は家出したN夫の身柄引き取りに何度も出向いている。実母は、祖母の指示には従うものの、余りにも生活に追われていたためにN夫に対しては効果的な関わりは持てなかった。実母がJ子の肩を持つように、祖母が唯一N夫の肩を持つ存在であったと言ってよい。しかしながら、一方では祖母は学校をさぼるN夫に対して荒縄で縛ってまで登校させようとする強引さもあってか、N夫は祖母を避けるようになる。N夫にとっての祖母は長姉のように懐いたり慕う対象ではなかったと言える。

- ⑦ 実父・兄たち・N夫の三者関係について：兄たち

とは、次兄・三兄であり、正確には四者関係であるが、実父との関係においては兄たちとN夫は大きく異なっている。それは、N夫が小学校3年生であった時の出来事に象徴される。久しぶりに実父が子どもたちの所に帰ってくる。兄たちは実父に木刀を振るって追い返すのであった。しかし、N夫は「なぜか父親を憎みきることができなかった (石川, 1999, p. 33)」のである。後日、ばったり会った実父はN夫に小遣い（100円）を渡そうとする。N夫はその場から逃げだし、電柱の陰から父の方を見つめる。父親はN夫の方を見ていたが、あきらめたらしく背中を見せ、1分ほどでその場を立ち去った。これがN夫が見た父親の最後の姿だった。「おふくろは父親を悪く言うが、悪い人ではない。100円くれる人はいない。」と鑑定人に述べている (NHK, 2012)。その一方で、野垂れ死にした父親のようにはなりたくないといった強い気持ちを持っていたのである。

- ⑧ 次兄・次兄の内妻（N子）・N夫の三者関係について：N夫は次兄から気絶するほどの暴力を振るわれていたにも関わらず、行くあてのない時には次兄を頼って泊めてもらっている。また、N夫は次兄の内妻に長姉のように慕っていた。N夫は内妻に何度か沖仲仕で稼いだお金を手渡している。こうしたこともあってか、次兄はN夫に嫉妬し、出入り禁止にするのである。このエピソードは次兄がN夫より8歳年上であることを考えると多少精神的に幼いとも取れる。また、N子も夫に迎合してN夫を「おかま」呼ばわりしたことに、N夫はもの凄いショックを受けるのである。

つぎに、三者関係では触れることができなかった二者関係についても触れておきたい。

家族関係をアセスメントする際、三者関係を重視することは既に述べたが、二者関係に第三者を巻き込んで、三者関係になるのである。

- ① 三姉とN夫の二者関係について：N夫より10歳年上の三姉について鑑定で触れられているところは一か所のみである。それは、事件後姉を訪ねるのであるが、「次兄からあんたの事件のことは聞いているが、私は永山家から籍を抜いたからあんたとは関係ない。もう来ないでくれ。あんたのことで離婚させられた (石川, 1999, p. 91)。」と玄関先で追い返されるのである。N夫をさらに自

暴自棄に追いやっている。

- ② K子とN夫の二者関係について：K子がN夫と知り合ったのは高校生の時であり、N夫が殺人事件を犯した後のことである。K子が姪に似ていたこともありどことなく魅かれるようになった。N夫のアパートで性的関係を持つようになるが、些細なことから仲たがいをしてしまう。二人の関係は長姉との関係を彷彿させるかのように実に淡いものであった。この経験は後年、獄中結婚に至る際の伏線をなしているように思えるのであるが、N夫の妻に関する情報は、堀川（2009）に詳しい。

おわりに

少年Nが抱えた問題は、対人関係の障害である。虐待の連鎖、愛着障害や対象喪失といった問題についてジェノグラムを手掛かりに、特に三者関係に焦点を当てて見てきた。改めてN夫が自分のジェノグラムを見たらどのような感想を抱くであろうか。N夫は鑑定人から実母の書いた手記を手渡され、そこで実母も継父から虐待されて育ったことを知ったのである（NHK, 2012）。鑑定人には手記（実母が受けた虐待のこと）を知っていたら事件は起こさなかったと言い切っている。N夫は獄中で書いた本の印税を被害者遺族と長姉、実母に送っていた。

後年、石川（2011）は少年Nの精神鑑定に触れ、最も強調したかったことは、N夫が幼少時に受けた「外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder：(PTSD)）」の重大性であると述べている。今日においては、子ども虐待と心的外傷のテーマは心理臨床の世界では一般的に多く取り上げられている（田中, 2008）。しかしながら、昭和49年の鑑定当時、PTSDの概念はなかった。アメリカ精神医学会がDSM-Ⅲで臨床疾患単として取り上げたのは、1980年である。それにも関わらず、見事にその精神症状を記述し、犯行に至るプロセスを描き出している。

石川鑑定に基づきながらジェノグラムを完成できた。改めて虐待関係の多さに驚くが、常人の想像をはるかに超える虐待であることを忘れてはならない。ジェノグラムは援助者と被援助者との協働作業によるものであり、自己理解の促進のみならず、社会的資源の発見にも役立っているものと思う。N夫の場合結果として、実父母

をはじめとして、祖母、長姉、次兄、次兄の内妻、三姉、中学・高校の教師、雇い主、保護司、家庭裁判所調査官など犯罪抑止のための社会資源の活用には遠く至らなかった。しかしながら、ジェノグラムの中の誰かが力になっていたらN夫の人生は大きく変わっていたものをつくづく思われる。最後に、N夫が願ったように二度とN夫のような少年をこの世に出してはならない。ジェノグラムという方法論が司法臨床に活かされる余地の大きいことを確信している。

謝辞

本稿は平成23年度専修大学長期国内研究員としての研究成果の一部である。

引用文献

- 福島 章（編）（1999）. 現代の精神鑑定 金子書房
堀川恵子（2009）. 死刑の基準 日本評論社
石川義弘（1999）. 「連続射殺魔」少年事件 福島章（編）現代の精神鑑定 金子書房 pp. 11-118.
石川義弘（2011）. 思春期問題少年の研究と治療—精神療法を中心として 臨床描画研究, 26, 39-59.
亀口憲治（2000）. 家族臨床心理学—子どもの問題を解決する 東京大学出版会
Keer, M. E., & Bowen, M. (1999) . *Family evaluation*. New York: W. W. Newton & Company. (藤縄昭・福山和女（監訳）（2001）. 家族評価—ポーエンによる家族探求の旅 金剛出版)
McGoldrick, M., Gerson, R., & Shellenberger, S. (1999) . *Genograms: Assessment and intervention*, 2nd ed. New York: W. W. Newton & Company. (石川元・佐野祐華・劉イーリン（訳）（2009）. ジェノグラム（家系図）の臨床 ミネルヴァ書房)
村松 励（2010）. 非行臨床におけるジェノグラム（Genogram）の活用 専修大学人文科学年報, 40, 59-82.
永山子ども基金編（2006）. ある遺言のゆくえ—死刑囚永山則夫がのこしたもの 東京シュレー出版
永山則夫（1971）. 無知の涙 合同出版
中村伸一（2002）. ジェノグラムの書き方：最新フォーマット 家族療法研究, 19(3), 57-60.
中村伸一（2011）. 家族・夫婦臨床の実践 金剛出版
NHK（2012）. 「永山則夫 100時間の告白—封印された精神鑑定の真実」2012年10月14日放送
田中 究（2008）. 虐待によるトラウマの治療 本間博彰・小野善郎（編）子ども虐待関連する精神障害 中山書店
棚瀬一代（2001）. 虐待と離婚の心的外傷 朱鷺書房
薬師寺幸二（2006）. 永山則夫—聞こえなかった言葉 日本評論社